

関西電力株式会社高浜発電所原子炉施設保安規定 の変更に関する審査結果

原規規発第 2211184 号
令和 4 年 1 月 1 8 日
原子力規制庁

I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、2022 年 7 月 7 日付け関原発第 186 号（2022 年 11 月 15 日付け関原発第 473 号をもって一部補正）をもって、関西電力株式会社（以下「申請者」という。）から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき申請された高浜発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）変更認可申請書が、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項第 1 号に規定する発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、同項第 2 号に規定する核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 4 3 条の 3 の 2 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。

II. 申請の概要

申請者が提出した保安規定変更認可申請書によれば、変更の概要は以下のとおりである。

1. 廃樹脂処理装置等の設備の共用化に伴う変更

3 号及び 4 号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂を 1 号及び 2 号炉の廃樹脂処理装置等の設備で処理するため、1 号及び 2 号炉共用の廃樹脂処理装置等の設備を 1 号、2 号、3 号及び 4 号炉共用に変更するとともに、使用済樹脂移送容器等の設備を設置することから、関連する保安規定条文及び添付図の変更を行う。

- (1) 第 1 0 0 条の 2（放射性固体廃棄物の管理）
- (2) 添付 4（管理区域図）

2. 原子力災害制圧道路等の整備による敷地境界の見直しに伴う変更

原子力災害制圧道路等の整備による敷地境界の見直しに伴い、関連する保安規定条文及び添付図の変更を行う。

- (1) 第 1 1 1 条（周辺監視区域）
- (2) 第 1 1 4 条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）

(3) 添付4 (管理区域図)

(4) 添付5 (保全区域図)

Ⅲ. 審査の内容

Ⅲ-1. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、発電用原子炉の設置若しくは変更の許可を受けたところ又は変更を届け出たところによるものでないことに該当しないと判断した。

1. 廃樹脂処理装置等の設備の共用化に伴う変更

保安規定に定める放射性固体廃棄物の管理及び管理区域が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備並びに発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容と整合していること。

2. 原子力災害制圧道路等の整備による敷地境界の見直しに伴う変更

保安規定に定める周辺監視区域が、発電用原子炉の設置又は変更の許可を受けた発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備並びに発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項の内容と整合していること。

Ⅲ-2. 原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

なお、原子炉等規制法第43条の3の24第2項第2号に該当するかどうかについては、実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定。以下「保安規定審査基準」という。）を基に判断した。

また、ここで用いる号番号は、特に断りのない限り実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第92条第1項各号を表している。

1. 廃樹脂処理装置等の設備の共用化に伴う変更

(1) 第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）

第9号について、保安規定審査基準は、管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第9号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 使用済樹脂移送容器等の設備の設置に伴う管理区域の変更が適切に行われていること

- ② 管理区域の設定及び解除において実施すべき事項等に変更がないこと

(2) 第14号（放射性廃棄物の廃棄）

第14号について、保安規定審査基準は、放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること、放射性液体廃棄物の固型化等の処理等に関する行為の実施体制が定められていること等を要求している。

規制庁は、以下に掲げる事項等を確認したことから、第14号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 3号及び4号炉で発生した脱塩塔使用済樹脂は、第二発電室長が使用済樹脂移送容器に収納し、放射線管理課長が構内運搬を行うとしていること
- ② 構内運搬された脱塩塔使用済樹脂は、第一発電室長が廃樹脂処理装置又は廃樹脂貯蔵タンクに移送するとしていること
- ③ 移送された脱塩塔使用済樹脂は、第一発電室長が廃樹脂処理装置で処理し、焼却する場合には雑固体焼却設備で焼却した後、放射線管理課長が固体廃棄物貯蔵庫に保管するとしていること
- ④ ①のほか、脱塩塔使用済樹脂を含む放射性固体廃棄物を運搬する場合の放射線安全確保のための措置に変更がないこと
- ⑤ 廃樹脂処理装置での処理に伴い発生した廃液は、第一発電室長が液体廃棄物処理設備で処理する、又は廃樹脂処理装置の濃縮廃液タンクに保管するとしていること

2. 原子力災害制圧道路等の整備による敷地境界の見直しに伴う変更

(1) 第9号（管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等）及び第11号（線量、線量当量、汚染の除去等）

第9号について、保安規定審査基準は、周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること等を求めている。また、第11号について、保安規定審査基準は、管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること等を求めている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第9号及び第11号に関する保安規定審査基準を満足していると判断した。

- ① 原子力災害制圧道路等の整備による敷地境界の見直しに伴う周辺監視区域の変更が適切に行われていること
- ② 周辺監視区域に関して講ずべき措置等に変更がないこと

上記Ⅲ－1. 及びⅢ－2. のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。